

第 2 回 流 山 市 行 政 区 域 制 度 審 議 会 会 議 録

- 1 日 時 平成 2 8 年 5 月 2 0 日 (金) 午 後 2 時 開 議
- 2 場 所 流 山 市 役 所 第 2 庁 舎 3 階 3 0 1 ・ 3 0 2 会 議 室
- 3 出 席 委 員 大 越 委 員、中 島 委 員、三 添 委 員、馬 渡 委 員、中 西 委 員、多 田 委 員、
大 熊 委 員、木 原 委 員、篠 原 委 員、吉 田 委 員、有 本 委 員、渡 邊 委 員、
鈴 木 委 員、小 泉 委 員、秋 葉 委 員、飯 高 委 員
- 4 欠 席 委 員 な し
- 5 出 席 職 員
(事 務 局) 早 川 総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長、吉 原 課 長 補 佐、齋 藤 主 事
石 野 ま ち づ け り 推 進 課 長、染 谷 係 長
須 郷 コ ミ ュ ニ テ ィ 課 長、齊 藤 課 長 補 佐
- 6 議 題 (1) 字 の 区 域 及 び 名 称 の 変 更 に つ い て
(2) 次 回 の 審 議 会 開 催 日 程 に つ い て
(3) そ の 他
- 7 会 議 時 間 開 会 午 後 2 時 0 0 分
閉 会 午 後 2 時 4 0 分
- 8 傍 聴 人 0 人

< 総務課 吉原補佐 >

本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日の会議は、お手元に配布しております次第にしたがって、会議を進行してまいります。

まず、開会前に、委嘱状の交付をさせていただきます。

初めに、平成28年5月18日付けで、南流山ウエリス自治会から新たな審議会委員の推薦書の提出がございました。委員は1自治会3名以内としていますことから、中西様を委員として委嘱させていただきます。

また、4月に行われました人事異動により、千葉地方法務局の委員が渡邊様に変更となりました。

つきましては、総務課長の早川から中西様及び渡邊様に委嘱状の交付をさせていただきますので、恐縮ですが、自席にてお受け取りくださるようお願いいたします。

委嘱状交付

< 総務課 吉原補佐 >

ありがとうございました。委員及び職員の紹介につきましては、のちほど開会後に、次第書3の中で、改めてご紹介させていただきます。

会議に入ります前に、本日本配布した資料については、次第のほかに、委員の一部に変更等がありましたことから、「行政区域制度審議会委員名簿」を配布しております。

なお、このほかの資料につきましては、前回の審議会でも配布しました資料によりご審議いただきますが、本日、前回の資料をお持ちでない委員がいらっしゃいましたら事務局にお声かけください。

それでは、ここからの会議の進行は、流山市附属機関に関する条例第5条第1項の規定により会長にお願いしたいと存じます。秋葉会長、よろしく申し上げます。

< 会 長 >

皆様、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます

ざいます。

それでは、ただいまから、第2回流山市行政区域制度審議会を開会いたします。

はじめに、本日の委員の出席状況について報告します。

流山市附属機関に関する条例第5条第2項の規定により、附属機関の会議は、委員の半数以上の出席により成立するとされています。

本日の会議は、委員16名全員の出席となっておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、本審議会の議事録作成のため、録音及び撮影をさせていただきますことをご了承ください。

それでは、次第3の「異動等に伴う委員及び職員の紹介」について、事務局から説明をお願いします。

< 総務課 早川課長 >

審議会事務局の総務課長の早川でございます。

改めて本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。次第3の「異動等に伴う委員及び職員の紹介」について、まず新規に委嘱された委員を紹介させていただきます。

< 委員紹介 >

- ・南流山ウエリス自治会 中西 諒太 委員
- ・千葉地方法務局 渡邊 裕之 委員

次に、事務局職員について4月の人事異動により変更となった職員を紹介させていただきます。

< 事務局職員の紹介 >

- ・総務部次長兼総務課長 早川 仁
- ・総務課長補佐兼庶務係長 吉原 浩

委員の皆様、よろしくお願いたします。

< 会 長 >

それでは、次第4の「議題」の(1)「字の区域及び名称の変更について」に入ります。

この件につきましては、前回3月18日に開催された審議会において、市長から諮問を受け、また事務局より説明を行い、今回の会議から答申に向けて審議を行うこととなっております。

従いまして、本日は、字の区域及び名称の変更について、委員の皆さんから意見をとことん出していただこうと思いますのでよろしくお願い致します。

この際ですので、委員全員からご意見を頂戴したいと思います。

お一人ずつ順に私から指名して参りますので、お考えだけでもご発言をお願いしたいと思います。

おそれいりますが、ご発言の際は、自治会名又は職名とお名前を名乗ってからお願いします。

それでは、時計周りとして馬渡委員からお願いします。

< 馬渡委員 >

今回、字の区域及び名称の変更については、御存じのように、マンション名というか、マンションと戸建て住宅街を一体開発しているところで、南流山ウエリスパーク及び南流山ウエリスというマンション・戸建てとなっているところであり、できれば、南流山の住所を維持したい。維持したいというか、今は大字木なのですが、変更後は南流山という名前にしたいと考えております。

< 中西委員 >

馬渡委員と同意見で、南流山という字名でいいのではないかと考えています。よろしくお願い致します。

< 篠原委員 >

今まで住んでいる木の方々は、木という地名にすごく思い入れがあると思います。新しく来られた方は、別の思い入れがあると思います。

私たちの自治会で考えた案としては、木の意見を尊重して、木の字名をつけていただいて構わないと思います。

あと南流山2丁目に隣接している部分、幼稚園の周りについては、南

流山 2 丁目の続番として、このまま字名をつけていただいた方がいいと思います。

< 吉田委員 >

自治会としては、篠原会長がお話した内容で統一されています。

個人的には、いろいろ案がある中で、申し上げたいことがあります。変更 B 案新南流山 1 ~ 5 丁目は、必要ないと思います。他の案で決定いただきたいと考えています。

< 有本委員 >

篠原委員と話し合い、委員の御意見のとおりです。木地区の方の御意見を尊重したいと思っています。

< 渡邊委員 >

字の区域、町名変更が行われますと、私ども法務局には登記事項証明の請求がかなり多く寄せられます。どこの町名に、どのような変更があったのか、請求された方ご自身が確実にわかっている方がいいのですが、法務局といたしましても、資料等なるべくスムーズな手続きをしていきたいと思っています。

< 鈴木委員 >

住んでいる方の御意見を一番尊重したいと考えています。ただ、公的な立場から言わせていただきますと、全国的に見て、他のところからこの地区を見た場合には、新南流山と南流山は混同しやすいところがあると思われまますので、いかがなものかなと考えます。

< 小泉委員 >

郵便局としましても、今お話があったとおり、混同しやすいものは、いかがだと思います。宛名書きする時に、東西南北がつくような字名称は、多くの場合、間違いやすくなるのではないかと思います。宛所に差し出したつもりでいても、郵便物が戻ってきてしまうということがあります。

したがいまして、混同しやすいものには十分に注意していただきたいと考えておりますので、その点を含めて検討をお願いしたいと思っています。

< 飯高委員 >

3案ありますが、歴史のある木地区ということもあり、それぞれ良い点があるかと思いますが、いろいろ内容を聞かせていただきまして、話をさせていただければと思います。

< 木原委員 >

南流山自治会では、3人で話し合い、木が一番妥当だと思います。A案の南流山9丁目～13丁目とした場合は、既存の南流山地区と合わせると南流山全体として広すぎるという考えで、どちらかという、昔からなじみのある木にした方がよいのではないかという意見です。

< 大熊委員 >

B案の新南流山というのはおかしいのではないかと。南流山自治会もまだ30年しかたっていないです。それで「新」という文字を入れられたらどうになってしまうのかという声が圧倒的です。あとは、木か、13丁目まであるのはどうか、という声があります。

< 多田委員 >

私は、C案に賛成ですが、もう一つ新たな案として「南流山木1丁目」という形もいいと思ったのですが、それはどうなのでしょう。

やっぱり南流山を入れた方が良くと思いますが、それであれば木地区の方も木を無くすよりは、そのまま「南流山木 丁目」と入れた方が、響きが良いのではないかと私は思います。

< 三添委員 >

自治会の意見は、後ほど大越委員からお話してもらおうと思います。

これは私の意見ですが、自治会全体として、木を尊重したいという意見が多いです。私としては、木という土地柄がついているなじみのある地名ですし、中島委員にいろいろ調べていただいたところ、木は、江戸時代よりも前から歴史のある土地柄です。やはりその土地柄の名前を残していきたいと思っています。

また、使いやすさ、木は一文字なのですが、区画整理が始まって転入

され、何年も住んでいる方から木になじんでいると聞きました。ということで、木というのは一文字だけど使いやすい。

あと、南流山 1丁目のような形も最初は良いかと思ったけれども、よくよく考えると南流山はひらがなにするとすでに8文字あり、さらに加えると8文字以上になってしまい、パソコンでひらがなを打つ時に相当長い文字を打たなければならなくなってしまいます。おおたかの森など長そうな名前もあるのですが、それでも7文字くらいで済んでいます。

なので、やはり木という名前の使いやすさや歴史観からすると、木の方が良いのかなと、私は思っています。

< 中島委員 >

私は、古くから住んでいる方達や私のようにお嫁に来て新しく住んでいる方と色々なお話を、機会を見て聞いてみました。そうしますと、南流山はブランドとみなさん言いますが、南流山ができたのは武蔵野線ができて開けて30年、木は江戸時代のもっと前からで、30軒・50軒・200軒・300軒・現在は千何軒と増えています。そのような歴史を考え、木のいわれ等を含めて鑑みると、そういう名前を時代に合わないからと切り捨てられるのは気の毒だと思います。私ども自分達が住んでいる木のところについては、木一丁目、二丁目に残していきたいです。

ただ、南流山小中学校の前にある場所は、木だけれども昔は全部水田でした。そこが新たに開発されて、高いお金を出してあそこに住んでいただいているということを考えると、私は木の案の中の木をそのまま残してというよりは、多少区分については、先ほど篠原委員が言ったように南流山2丁目に近いところは、南流山ウエリス自治会の意向も汲みながら、区域割については、これらの原案どおりではなく、少し変更して木を残してもらえると、これからも先を考えると良いのかなと思います。

実は、南流山7丁目、8丁目は、昔は木でした。でも、南流山の名称の方が、駅名があって、不動産価格にすると価値が上がるからという話で7丁目、8丁目と付けた過去の経緯もあります。

今回、私は木について、もう一つみなさんに言いたいのが、不動産関係の方に聞いてみたら、木は30年前の南流山の区画整理よりも、減歩率が高く、道路の幅も変えており、施設も上手く盛り込んでおり、マンションも上手に入れて、戸建もそこにつけたりして、だからブランド的

には、今よりもむしろ将来的に価値が高くなっていくと評価する人もいると聞くことができました。

それともう一つ、長くなってしまおうのですが、観音寺という木に長く住んでいる住職の方にも意見を聞いてみました。そうしますと、田んぼや畑の価値が上がって、それぞれ開けて、素晴らしくなったということはとてもいいことなので、納得いくような形に決めてもらえれば、私は構いません。ただ、木というのは長く過去がある、と話していました。ただ、個人的な意見は差し控えるということでした。

そういうことも含めて、できれば、私個人的には、区画の少しバランスを、南流山を一体で考えないで、上手く区割りを分けて、木を残せたらいいな、残したいなというのが、私の本音です。

< 大越委員 >

私の方からは、3月18日に第1回会議が市役所で開かれまして、その結果を4月3日に木自治会に報告しました。初めは20～30人くらいと予想していましたが、約50名の方が集まりました。若い人が結構多くて、どれに決めるのかという話も出ましたが、その時点では、「地名は決まりません。私達は、第1回の会議を持ったことを皆さんに報告し、市の地名が変わっていることが一つの目的なので、地名については、皆さんのご希望や、自分はこういうのが良いんじゃないかというのがあったら、後日会長のお宅に連絡していただきたい。」としました。今日資料を何枚か持ってきたのですが、約8件あり、その中で面白い意見もありました。「南流山木の里」や、「美南^{みなみ}」などの意見があり、一番多かったのは、「木 丁目」、頭に南流山をつけるかつけないかはともかくとして、どうしても地域の方は木を残したい、その上で一丁目から五丁目と、FAXいただいた中ではその意見が多かったです。また今後何回か集まっていたか、これから自治会の方に今日の話を持って行って、皆さんと相談しながら、前に進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

< 会 長 >

ここで、私は木地区一体型特定土地区画整理審議会の代表委員としてこの審議会の委員となっておりますので、木地区一体型特定土地区画整

理審議会の意見をお伝えしたいと思います。

木地区一体型特定土地区画整理審議会としては、地域の歴史及び地域の住民の慣れ親しんできたという思いを尊重して、C案を希望していません。当審議会では15名の委員があり、12名がもともと木の出身の審議委員です。木地区一体型特定土地区画整理審議会では、大体、木にしてほしい、木になれば良いという意見であることをお伝えします。以上です。

以上で、各委員からのご発言が一巡しましたが、この件につきまして事務局から何かありますでしょうか。

< 総務課 早川課長 >

ありがとうございました。あくまで審議会の皆様の意見を出し合っていて、調整していただく、このことをこの審議会に市長から諮問してお願いしているところでございます。

委員の皆様方から、それぞれのお立場から様々な視点のご意見が出たと思います。お出しいただいた意見などはそれぞれに理由があるところだと思います。会長に是非リードしていただきながら、今回以降、答申に向けて整合を徐々に図っていただければありがたいと思っております。

実は私先般、木の区画整理地域を、普段よく車では通らせていただいていたのですが、少し歩いてみました。まだこの地域にはこれから多くの方が住宅を建てて、あるいは、建設中のマンションもございますが、まだまだ発展する街、それから、人口が多く流入してくる街だと改めて実感しました。

まさにその中で、今まで住んでらっしゃった愛着のある方々、そして新たにこの地域を選んで流山市民となっていた方々がともに手を取り合って、いわゆるソフトも含めたまちづくり、ふれあいのあるまちづくり、これを次世代、そして将来に向かってつくっていくことがこれから本格化していくと思います。

それに伴いまして、字の区域及び名称につきましても、これから将来に向けて、愛着のある、そして誇りある名称として親しまれるよう、是非委員の皆様のご意見、お知恵を出していただき、会長の元まとめていただければ、ありがたいと思います。

< 会 長 >

ただ今の事務局からの発言に対してご質問等があればお受けします。

(意見なし)

< 会 長 >

本日は、各委員からとことん意見を出していただくということで進めて参りましたが、各委員からは様々なご意見をいただくことができました。ありがとうございます。

本審議会としては、市長からの諮問を受け意見を集約し答申案作成に向けて作業を行っていくわけでありますが、本日の議論のみで集約するというのはなかなか難しいと感じています。

したがいまして、会長としては、もう一度、ご意見を聴取、議論する機会を設けたいと思います。

そのためには、わたくしが中島職務代理者とともに、本日の会議を総括し、その結果など資料について、次回会議までに事務局を通じ皆さんに配布したいと存じます。

次回の審議会に向けてこのように進めることについて、委員の皆さんのご了解をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

< 会 長 >

それでは、よろしく願いいたします。

もう一度確認しますが、他に何か関連して意見のある方はいらっしゃいますか。

< 篠原委員 >

今考えたのですが、図面を見ていただくと、さきほど南流山ウエリス自治会から南流山を残してほしいと意見が出たかと思います。でしたら、店舗の「ヤオコー」の後ろで区割を切っていただいて、これを南流山6丁目の続番にすれば、南流山ウエリス自治会は南流山で残る訳です。その反対側、小中学校側は、やっぱり「ヤオコー」の裏側の通り、南流山

ウエリス自治会の前の通りを抜けて、新しくできた保育園まで抜けて、その下の部分は木の番地をそのままつけていただければ、すっきりできると思います。

< 三添委員 >

私もそう思っているところがあります。そして、もう一つ、南流山のマンションがもう一つ建っていて、ここも確か南流山をつけていると思います。

そのため、ここは、南流山 8 丁目の続番にした方が良くと思います。

< 篠原委員 >

南流山 8 丁目の続番にした方がいいということですね。新しくマンションに入ってくる方達は、多分南流山だと思って入ってくるから。

< 三添委員 >

そうそう、買われる方がいますので。ただ、「5 - 3」の下のところは、大事な神社があるので、木の神社があるのです。

< 会 長 >

神社は道路境にあります。

< 三添委員 >

そのため、その道路境から上を南流山 8 丁目にしてはどうですか。

今まで、過去の鱒ヶ崎や思井地区の議事録では、市としては、道路の境界で切れることを原則とするとしているのを見ました。そうすると今の提案が、道路に中央車線が引いてある広い道路になりますので、そういうところから分けて良いのではなからうかと思います。ただ、南流山 8 丁目から下のところについて、「ヤオコー」の下側の道をそのまま直線で区割りしてしまうと、今度は南流山 8 丁目が広くなってしまうので、そこは木として、つまり周回道路から下は木とした方がいいと思います。

< 篠原委員 >

要は、この「5 - 3」を含めた三角の部分を、南流山 8 丁目とすると

ということですね。

< 三添委員 >

そうです。

< 篠原委員 >

この広い区画のところにマンションが建つと思いますので、その区画とお寺の間の道路で分けて、上が南流山8丁目ですね。

< 中島委員 >

ただ、私も初めに意見として言いましたが、そういう区割りを変更できるのでしょうか。それがOKかそうでないかをまず図っていただいて、OKとなればそれはもう・・・

< 三添委員 >

そうすれば、南流山ウエリス自治会は南流山で残るし、すっきりするのではないかと思います。

今、「5 - 3」を含めた三角の部分には1軒しか残っていません。

やはりそこは本人に確認しないといけない部分もあると思いますので、そのような案が出た、可能であればそのような形で進めていいか確認してきたいと思います。

< 会長 >

では、区域割りもこの形によろしいのですか。ご意見ありますか。

< 三添委員 >

区域割りも検討するということですか。

< 会 長 >

そうですね。今の案を検討するということですね。

< 吉原補佐 >

県道で割るということはわかったのですが、道路も色々ありますので、

その確認をまずさせていただきたいと思います。

< 会 長 >

質問内容の場所も確認ということですね。

< 吉原補佐 >

はい。

< 会 長 >

よろしいでしょうか。

(異議なし)

< 会 長 >

ありがとうございました。

それでは、議題(2)「次回の審議会開催日程について」に移ります。
事務局から説明をお願いします。

< 総務課 早川課長 >

議題(2)「次回の審議会開催日程」について説明します。

次回の審議会は7月下旬に行いたいと考えています。案としては、7月22日(金)午前か午後、又は7月29日(金)午前か午後としたいと存じますがいかがでしょうか。

会議の成立には過半数以上の出席が必要なことから、なるべく多くの方が出席できる日ということでご調整いただきたいと思います。

< 会 長 >

事務局から、次回の開催日程の決定の依頼がありました。

皆様ご意見ををお願いします。

(意見集約)

< 会 長 >

それでは、次回の審議会の開催日は、7月22日（金）午後2時からとなりました。

皆様ご多用だと思われませんが、ご出席のほどよろしく申し上げます。

次の議題（3）「その他」に移ります。事務局から何かありますか。

< 総務課 早川課長 >

次回の開催のご案内は、後日、会長名で文書にて郵送します。

都合で、欠席となる場合は、事前に事務局にご連絡ください。

なお、本日の会議の会議録及び次回の会議日程等については、1か月以内に、市のホームページや情報公開コーナーで公表します。事務局からは以上です。

< 会 長 >

以上をもちまして、本日の会議を終了します。

最後までご参加いただき、誠にありがとうございました。